

令和7年2月犬山市議会定例議会会議録

第7号 3月11日（火曜日）

◎議事日程 第7号 令和7年3月11日午前10時開議

第1 第2号議案から第4号議案まで

及び第8号議案から第26号議案まで

（議案質疑）

- 第1類 第2号議案から第4号議案まで
及び第8号議案から第18号議案まで
- 第2類 第19号議案
- 第3類 第20号議案から第26号議案まで

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第2号議案から第4号議案まで

及び第8号議案から第26号議案まで

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大 鹿 真 君
主 査 補 高 橋 万祐子 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長 原 欣 伸 君 副 市 長 永 井 恵 三 君
教 育 長 滝 誠 君 経 営 部 長 井 出 修 平 君

市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	舟 橋 正 人 君
福 祉 課 長	山 本 直 美 君	障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君
保険年金課長	舟 橋 きよみ 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君
土木管理課長	吉 田 昌 義 君	環 境 課 長	高 橋 正 直 君
観 光 課 長	小 池 信 和 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君	消防次長兼消防署長	安 藤 和 重 君
消防総務課長	村 山 弘 泰 君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第2号議案から第4号議案まで及び第8号議案から第26号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第2号議案から第4号議案まで及び第8号議案から第26号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。

第2号議案から第4号議案まで及び第8号議案から第26号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを3つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

続いてお諮りいたします。

本日の議案質疑は、議事の進行上、第1類にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

第1類、第2号議案から第4号議案まで及び第8号議案から第18号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） おはようございます。5番、小川隆広です。私からは、第2号議案、第9号議案、議案第14号議案、質疑の要旨で言いますと、合わせて5つの質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に、第2号議案、犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから質疑をさせていただきたいと思います。

全員協議会資料の6ページ、7ページになります。

まず、要旨の1ですが、ゆうゆう、わいわいのそれぞれの収容可能人数がどの程度か伺いたいということですが、犬山市教育支援センター、ゆうゆうとわいわいの設置及び管理について、必要な事項を定めるということで提案がされております。

全員協議会資料の7ページのほうに、令和4年3月から令和7年1月の利用する生徒の数が示されていますが、収容可能な人数がおおむねどれくらいなのか。そういった考え方もしないとしても、見込みとしてどれくらいの人数まで対応できると見込んでいるのかをお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

ゆうゆう、わいわい、それぞれに一度に利用できる人数の上限を設けているわけではありませんが、ゆうゆうは、学習をしたり、静かに過ごすことを想定しているため、1人用の机、椅子のセットが20人分、大きな円テーブルを囲む形で4人分と、合計24席が配置されています。

わいわいは、体を動かすこともあれば、寝転がることもできるといった、自由に過ごすことを重視している場所になります。現在のふれあいプラザにあるわいわいは、机や椅子は置かず、63平米の部屋にカーペットを敷いた形にしており、一度に利用する人数としては、5から6人程度が適切であると考えています。

現状の利用状況としては、半日や数時間など短時間の利用をする子どもがあり、1日の中で利用者が入れ替わることもあります。そうした利用状況の中で、ピーク時で、ゆうゆうは12から13人、わいわいは7人から8人が同時に利用している状況であり、特にわいわいには様々な特性を持った子どもたちが通っており、過ごし方によっては3人でも手狭になることがある状況です。そのため、わいわいは条例案にありますとおり、旧訪問介護看護ステーションへと移転する予定であり、新しいわいわいでは、2つの部屋を用意し、面積も2部屋、合計で87平米と広がりますので、同時に10人程度の利用が可能となり、より過ごしやすい環境になると考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。今お話の中で、おおむねこれからも特段今の人数であれば問題ないのかなということで理解いたしました。

続いて、要旨②です。年々利用する児童が増加してきているが、どう分析しているのかお

伺いたいということで、こちら、今お話しいただきました7ページのほう、こちらのほうの児童生徒数、こちらのほうの推移を見ておりますと、利用する児童生徒数が徐々にですが増加傾向にあるというふうに見てとれます。

ここに不登校の児童生徒がみんな通っているわけではないということは理解をしておるんですが、こういった数字をどう分析しているのか、そういった要旨なんです、何かしら分析ができていたことがあれば伺いたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質問にお答えします。

全員協議会資料にもありますように、教育支援センターを利用する子どもの数は、わいわいを新設した令和4年度から急激に増加しています。また、1人の子どもが利用する回数も増えており、1年間の延べ利用回数を比較すると、令和3年度から令和5年度で約7倍増加しており、教育支援センターに寄せられる相談件数も増加しています。

不登校の子どもの数は、市全体で増加していますが、教育支援センターを利用する子どもは、それ以上の増加率を見せています。要因としては、令和4年度から取り組んでいる教育支援センターの運営体制の強化があると考えています。

令和4年度よりゆうゆう、わいわいの室長として、高校経験者を配置し、当該児童の支援に関わる教諭との定例ミーティングを実施しています。また、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を増やすとともに、教育支援センターと定例の打合せをする体制を整えた結果、スクールソーシャルワーカーへの相談から教育支援センターへの利用につながるケースが多数見られるようになりました。

わいわいという新たな場所によって、多様なニーズに対応できるようになったことと、これら一連の体制強化の取組によって、利用者が増えてきたものと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今のご答弁で、不登校の方でも、こういったものがあるよということで、体制強化の中で声が届いて、そういった中で増えているというような形で、そういったことであれば、非常にそういった方にこういった場所があるよということで伝わっているということでいいのかなというふうに思いました。

続いて、第9号議案、犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから質疑をさせていただきたいと思います。

全員協議会資料で言いますと、17ページになります。

まず、要旨の1点目です。独自の給料表から行政職給料表1に準じたものへ改正することだが、移行に際して不利益を被る会計年度任用職員、これが発生しないかということで、独自の給与表から今回、行政職給料表1に準じたもの、こちらのほうへ改正をされていくということですが、移行に際して、まず現給の保障がされるのかということと、あと継続して雇用される方は、今年度のプラス人事院勧告、この効果額がきちんと反映されたものになっているのか、そして、不利益を被る会計年度任用職員、こういったものが発生しないのか、伺いたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回適用する給料表は、正規職員同様、令和6年の人事院勧告により改定された国家公務員行政職俸給表1がベースとなっています。令和6年の人事院勧告では、給料月額について、若年層に特に重点を置き、全ての職員の平均で3%引き上げられ、給料表自体が今年度と大きく変更となることから、改めて、他市町の会計年度任用職員の時給単価を参考に、各職種における級号給の格付を見直しました。

具体的には、愛知県内全市と近隣2町における会計年度任用職員の各職種の報酬単価の調査、人事院勧告により改定された令和7年4月より適用する正規職員の給料表ベースで格付した場合の年収比較など、様々なパターンでシミュレーションを行い、令和6年度の単価を下回らないよう設定しています。

なお、代表的な職種の例として、パートタイム会計年度任用職員の事務職が1,105円から1,206円に約9%増、同じくパートタイムの保育士が1,195円から1,374円へ、約15%増などが挙げられます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。令和6年度の単価を下回らないということで理解しました。

引き続き、再質疑をお願いしたいと思います。

確認ですが、独自の給料表から行政職給与表1に準じたものへ改正された、そういった場合、給料決定の方法がこれまでとは異なってくるというふうに思いますが、どのような決定方法になるのかということです。

これから採用される方と、これまで採用されてきた方、最初はどのように給料の号給を決定していくのか、そういったことが今の段階で考えがあればお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

令和7年度より任用する職員については、令和6年人事院勧告と、改めて調査した愛知県内全市の報酬単価を参考に定めた各職種ごとの基礎号給に格付します。これまでは週勤務時間が15時間30分以上の職員が継続して勤務している期間が4年を超えた場合と、7年を超えた場合に、時給単価に50円ずつ加算していました。令和7年度の新給料表への切り替えについては、これまでの経験による加算を継承するため、令和6年度以前から継続して勤務されていて、令和7年4月1日の時点で、週勤務時間15時間30分以上の契約で継続した期間が4年を超えた場合には、会計年度任用職員給与規則第3条関係別表にある基礎号給から3号給上の号給とし、同じく7年を超えた場合は、6号給上の上限号給とします。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今までの4年、7年のことがあるので、そういったところを加味しながら、決定をしていく方法を考えているということで、理解しまし

た。

再々質疑をお願いいたします。

これは確認になるんですが、今年度はプラス人事院勧告ということでしたけども、これは仮の話ですが、来年度にマイナス人事院勧告、こういったものが発生した場合、どのような取扱いになるのか、そういったお考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

人事院勧告によりマイナス改定となった場合については、正規職員と同様の取扱いとなると考えていますが、国からまだそういった詳細の取扱いについて示されていません。

国から通知があった時点で、他自治体の動向も踏まえて検討していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。国からの通知があった時点で、これから検討していくということで、今日のところは理解いたしました。

続いて、要旨の2点目です。影響額について、第7号議案と第9号議案で人数の差があるのはなぜかということで、こちらのほう、第9号議案のほうの影響額、フルタイム会計年度任用職員、こちらが73人、パートタイム会計年度任用職員が591人ということで記載がされております。さきの第7号議案のときは、影響額の人数が476人であったということで、この数字の差について、まずお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

第7号議案の改正により、会計年度任用職員で影響があるのは、期末手当と勤勉手当のみとなりますので、支給の対象となる週勤務時間15時間30分以上の契約により勤務している職員のみとなります。

一方、第9号議案につきましては、給料表の改定であり、実際に勤務している全ての会計年度任用職員が対象となるため、令和6年12月時点で支給実績のある職員数を上げており、対象となる職員の違いにより、第7号議案と第9号議案の人数に差が出ています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今の答弁で、先回はいわゆるボーナスに当たる部分ということだったということで、今回はここに示されている人数が、フルタイム、パートタイム含めた会計年度任用職員の全体の数だということで、理解をいたしました。

再質疑をお願いいたします。

影響額とともに主な職種における影響額、ここに示されております。ここに年額・月額合わせて時給単価とともに掲載が表の中にされているわけですが、第7号議案での質疑をさせていただいたときに、年度内の差額精算、いわゆる遡及は大変困難であるというような見解を示していただきました。

ここに記載されている単価の差額、これを参考にすれば、不可能ではないのではないかと

いうふうに思うのですが、犬山市独自の給料表に対して、犬山市独自でこれが実施できないものなのか、こういったものが根拠にならないのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

全員協議会資料に記載しました主な職種における影響については、あくまで令和6年度の単価と、令和7年度の単価における影響額を算出したものです。令和6年度までは、市独自の給料表により、他市町の報酬単価を参考に報酬等を決定して支給しているため、行政職給与表1に対応する給料月額はありません。

また、人事院勧告による給料表の改定についても、一律何%アップというわけではなく、級号給ごとに改定率が異なっています。

人事院勧告を持たない当市にとって、民間の企業調査を基に行う人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠して、職員給与を遡及するということは、社会情勢に見合った公平・公正で適正な給与の決定方法だというふうに考えています。

議員の言われる独自の給料表で遡及計算を行うためには、当市の給料表に合致した人事院勧告と同等の客観的根拠を持つ給料表を用意することが必要となりますが、当市においては人事委員会を持っていないため、独自の改定率を定めて遡及することは、職種によって人事院勧告以上、もしくはそれ以下の改定率で給料月額を定めてしまうことから、市民への説明責任を果たすためにも、正規職員同様、人事院勧告に準拠した給与改定が必要と考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） 答弁ありがとうございました。当局側の考え方は理解しました。それと、私もともと名古屋市のそれがなかったので、どうしても人事委員会の感覚で、物をしゃべる部分で大変申し訳ないんですけど、再々質疑をお願いいたします。

犬山市の場合は公平委員会ということで、政令市、先ほど名古屋市みたいな人事委員会と比べると、持たされている権能、これに制限がある、そういった中で、国の人事院勧告に基づいて給与表の取扱いを決めているということでした。

さきの第7号議案の質疑で、過去の当局の答弁を引用させていただいて、人事院勧告でなければ合理的に改正できないとしているわけですが、そもそも令和2年より今日まで、犬山市独自の給料表になってしまった、ここが一つの問題だと思いますけど、なってしまった理由というものがなぜなのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

令和2年4月1日に、会計年度任用職員制度が新設された際、国のマニュアルでは、常勤職員の給料表を使用し、類似する職務の級の初号給を基礎とすることとされていきました。本市においては、正規職員の給料表は行政職しか規定しておらず、もともと各課において嘱託員として勤務されていた職員について、行政職給料表の初号給を基礎として単価を設定する

と、平成31年度と比べ、報償単価が低くなる職種が多かったため、それまでの時給単価を保証するという考え方に重きを置いて、国のマニュアルどおりでなく、独自の給料表を定めることとし、行政職給料表を基に、専門性や近隣市町の単価の状況、社会情勢などを考慮し、報酬単価を設定しました。

社会的に人材不足が懸念されており、本市としても、会計年度任用職員の処遇改善は重要な課題と認識し、他の市町の状況も参考にしながら、令和6年度に条例改正、令和7年度より遡及適用できるよう、本議会で議案を上程させていただいています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） 答弁ありがとうございました。過去の経過を含めて大変複雑なものだなということで、この場は理解いたしました。

それでは続いて、次の議案、第14号議案のほうの質疑をさせていただきたいと思います。

犬山市国民健康保険税条例の一部改正についてということで、全員協議会資料23、24ページです。

まず、要旨の1として、全員協議会資料24ページの保険税負担の段階的に引き上がっていくイメージが昨年と大きく変わった理由について伺いたいということで、これについてはあくまでイメージということは理解はしているのですが、昨年度の全員協議会資料のイメージと比べますと、6%ずつ上がっていったというのは変わらないのですが、一般財源の繰入れを1年延ばしているということと、国民健康保険事業資金の取崩しも、昨年のイメージでは令和8年に使い切っていたものが令和10年まで延びているということで、収支均衡を図るのも令和11年ということになって、これも1年延びているんですが、大きく変わったというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、イメージが変わったように私には見えるんですが、その辺りについてのお伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質疑にお答えします。

全員協議会資料24ページのイメージの図については、昨年度、今年度ともに、基本的な考え方は同じです。昨年度と比べて大きく変わった点としては、昨年度の計画では令和9年度まで一般財源を繰り入れて、令和10年度には収支が均衡するとしていましたが、今年度の計画では1年延長し、収支が均衡するのは令和11年度としているところです。

計画を1年延期した理由としては、令和8年度から子ども・子育て支援金制度の導入により、子ども・子育て支援金分を新たに課税する必要があって、その影響を考慮しますと、令和10年度までの計画では、保険税の上昇を6%に抑えることが困難となったためです。

また、国民健康保険事業基金の取崩しについても、昨年度の計画では令和8年度まででしたが、今年度の計画では令和10年度となっています。

理由としましては、令和5年度までの増税の効果により、基金残高が想定より減少しなかったため、基金取崩しの年数を延ばし、一般財源の繰入れと同様に、令和10年度までとしたからです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。ここにも一応記載はあるんですけど、子ども・子育て支援金、この関係も含めて、イメージそのものというか考え方は変わっていないということで分かりました。理解しました。

再質疑をお願いいたします。

平成30年度から国民健康保険料が改定されてきてということで、県単位化なんですけど、本年まで値上げを徐々にしてきていると思うんですが、この値上げ率について推移をお伺いしたいと思います。

その結果、全体の平均の保険料なんですけど、平成30年度と今年度でどれぐらい違うのかということもお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） では、再質疑にお答えします。

平成30年度以降の保険料の状況については、平成30年度が6.5%の増、令和元年度は据置きしました。令和2年度は4%の増、令和3年度は据置きとなっています。令和4年度は9.5%の増、令和5年度では同じく9.5%の増、令和6年度は6%の増、そして、今回、令和7年度についても6%の増を提案させていただいています。

1人当たりの保険料負担で見ますと、平成30年度が8万9,457円、令和6年度が12万1,435円で、金額としては3万1,978円、率にしますと35.7%の増となっております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。非常に上がってきているなということは、ここでも分かりました。自分自身もやっぱり国民健康保険を払っていると、よくその辺、金額的に言うと負担がやっぱり大きいということはよく理解をしております。

再々質疑をお願いいたします。

すみません、分からない部分もあるので、1点、教えていただきたいと思うんですが、昨年、我々議会のほうでも、市議会として、国民健康保険料の国保負担引上げ、改善を求める意見書ということで、非常に厳しいということで、これは市議会として提出をしております。

国民負担を国に引き上げていただいて、十分な被保険者の支援を行わないと、制度としては成り立っていかないということは、もうここにいる皆さんは十分理解しているというところだと思うんですけど、実際6%ずつ増えていくということで、5年間で30%の上昇になるということになります。

そこで、本市としては、受身の部分もある、そういった中で頑張っているという部分もあるんですけど、国からの支援がなかなか来ない状況の、限られるという状況の中なんですけど、法定外ではあるんですけど、一般会計からの繰入れなどで、さらに上昇率を抑えていく、そういったことができないのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再々質疑にお答えします。

まず、受益者が特定されている特別会計においては、特別会計内で収支を賄うことが原則であるということは認識しています。しかし、医療費を負担するために必要ではありますが、加入者に急激な負担増を求めることは適切でないという考え方から、期間を定め、一般財源を繰り入れ、増加率を緩和していることについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

国の最終目標は、同一都道府県内は同一保険料であって、一般会計からの法定外繰入りを解消して、県下統一の保険料率とすることが求められています。国は遅くとも令和17年度までに保険料水準を統一することを目標としています。

愛知県においても、令和11年度までの法定外繰入りの解消を県内自治体に求め、保険料率の統一に向けて動き出しているところです。

一般会計からの繰入額を増額すれば、上昇率を6%に抑えることも可能ではありますが、当市が令和11年度までに一定の上昇率で法定外繰入りを解消するためには、上昇率を6%程度とすることが適当と判断をしています。

一般財源の繰入れで税率を低く抑えたことにより、愛知県が保険料率を統一したとき、標準的な税率に追いついていなければ、当市の被保険者に急激な負担増を強いることとなります。そのようなことにならないよう、基本的な考え方を国民健康保険運営協議会での議論で決定してきたところであり、一般財源の繰入れは最小限の必要額を、期間を定めて計画的に行うべきであると考えております。

◎議長（柴田浩行君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、2番 ビアンキ恵子議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 私からは第2号議案、犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、全員協議会資料は6ページ、7ページです。

3件の質問させていただきたいんですが、まず、1件目は、ゆうゆう、わいわいの不登校の人数が増えているが、各学校でゆうゆう、わいわいに行く前に何か対策を取っているかについてなんですが、先ほど小川議員の質疑で、教育支援センターとかいろいろ入って協力されているというのは分かりました。

ただ、この不登校になる理由は、いじめであったりとか、学校の授業についていけないとかと、いろいろ理由はあると思うんですが、まず、その理由が何であるかを把握されていて、学校として何か対策を取られているのかについて、お聞きしたいと思います。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

学校には欠席が続いている子ども、欠席は多くないが、遅刻ぎみの子ども、登校しても、別室で過ごす子どもなど、様々な状況の子どもがおり、学校では個別に対応しています。

学級担任を中心に家庭訪問をしたり、保護者と連絡を取り合うことで、家庭と一体となった支援体制をつくり、その構築が困難な場合は、校内でケース会議を開いたり、教師とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職が連携して、当該児童生徒や家庭へ働きかけを行っているところです。

予防的な取組も大切で、誰もが安心して学校生活を送れるよう、日頃の授業や学校経営に力を注ぎつつ、困ったときにSOSを出せる人間関係をつくり、子ども一人一人の悩みに寄り添う教育相談活動、教師と専門職がしっかりと連携した支援体制づくりを行っています。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） ありがとうございます。

2番目は、学校へ戻る対策を取っているかということなんですけど、もちろん今の説明でいろんな対策取られているというのは分かりました。ですが実際、ゆうゆうとかわいわいに通ってた子どもさんが、学校に戻れた子どもさんたちがいるのか。もしいるのなら、何人ぐらい分かれば教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

不登校ケースは、学校への復帰を望む子どもや家庭ばかりではありません。中には学校への復帰を促されることが負担になり、ますます心を閉ざしてしまうケースもあります。

支援は、まず子ども個々の様子をよく見極めて、保護者との話を重ね、方向性を定めることから始めます。

学校への復帰を望むケースについては、個別に学習支援を行ったり、行事など参加しやすいタイミングで登校できるよう提案したり、少しずつ学校生活に戻れるよう支援しています。反対に、学校への復帰を望まないケースについては、学校以外の居場所や、その子ども自らの学びを実現できる機関へつなげることを検討します。

民間フリースクール、放課後等デイサービスなど、様々な選択肢があることを伝え、その子に合った過ごし方、学び方を一緒に考えています。そうした選択肢の一つとして、教育支援センターがあります。見学や体験によってセンターを知ってもらい、利用を希望された場合は、スムーズにつながるよう、学校とセンターが連絡を密に取り合いながら、対応を進めています。

◎議長（柴田浩行君） 数字を聞かれたけども、はっきりした数字は分からないですね。ケース・バイ・ケースだからということですね。

◎教育部長（中村達司君） はい。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 3番目なんですけど、人数が多くて、授業のやり方を私は聞く予定だったんですけど、これを聞く理由は、私はゆうゆうで英語を教えてた時期があるんですが、そのときに学年も違うし、生徒さんの不登校の理由も違う中で、英語を教えていたときに、私が思ってたのはゆうゆうとかわいわいでもそういう授業やっているのかなと思ってお聞きしているんですが、これは、このゆうゆう、わいわいでもそういった学校の授業のようなことをされているのがあれば教えてください。

1つは人数が多いことと、学年も違うので、そういったことができるのはすごい難しいことだと思うんですが、もし分かれば教えていただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

ゆうゆう、わいわいともに、子どもに対して授業をするということはありません。子ども一人一人が何に取り組みたいか、どう過ごしたいかを確認し、それに沿って支援をします。

ゆうゆうは、日課として学習タイムとフリータイムが交互に設定されています。学習タイムは、子ども本人が問題集やプリントを持参して学習に取り組みます。ゆうゆうの指導員は、学習につまずいている子どもに声をかけて勉強を教えたり、必要に応じてプリントを渡したりしています。

わいわいは、日課そのものがなく、子ども一人一人が好きなことを過ごすことを大切にしており、学習に取り組むこともできますが、遊びを通して、異年齢の子どもや大人と関わる体験を積むことが中心となります。わいわいの指導員は、そうした場であることを理解し、個々の特性や興味があることを把握した上で、子どもと一緒に遊んだり、活動を提案して関わっています。

◎議長（柴田浩行君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 以上です。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 2番 ビアキ恵子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私も第2号議案、犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、1点お伺いさせていただきます。

こちらは事前の通告では何年くらいの利用を計画しているのかということなんですが、これはわいわいのほうにフォーカスしてお伺いしたいと思います。

今回、移転されるということで、どれぐらいの利用を計画しているのか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

わいわいの移転先である旧訪問介護ステーションは、市内公共施設としては比較的新しい建物であります。電気設備、水道設備等も整っており、故障していることもありません。交通アクセスの面からも、この施設が教育支援センターに最も適しているというのが現時点での評価です。したがって、この後、数年でさらに移転するといった計画は、現在はありません。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からは第4号議案、犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、2件お伺いいたします。

今回、国の法律の改正に伴い、条例の一部を改正するということで、所定外労働制限、残業の免除の対象を小学校就学前の子どもまでに広げるということですが、そもそも現在の犬山市の育児休業また介護休業の取得の状況というのは、どういった感じなのかお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

令和6年度の育児休業取得者数は、正規職員は30名、会計年度任用職員は7名です。同じく令和6年度において、勤務時間を育児休業等条例に規定する時間に短縮する育児短時間勤務を利用している職員は4名、1日のうち2時間を限度として取得可能である部分休業を利用している職員は19名です。

正規職員で育児休業、育児短時間勤務、部分休業を利用している職員は合計で53名で、正規職員全体の9%であり、現状11人に1人がこういった制度を利用しています。

また、会計年度任用職員1名が部分休業を利用しています。

介護休業取得者は、令和6年度についてはいませんが、令和5年度は1日のうち2時間を限度として取得可能である介護時間の制度を取得した職員が1名います。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 現在の状況が分かりました。この改正することによって、またこれが増えていくのかなというところは思います。

もう1点、今回その内容のところで、家族の介護による離職を防止するために、この両立支援制度を周知したり、そういったものに係る研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備を義務づけるということが書いてありますけれども、これをもう少し具体的に詳しく教えていただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回の改正については、家族の介護を理由とした離職の防止に重点を置いた内容となっています。介護両立支援制度の相談窓口については総務課に設置し、随時、意向確認のための面談の対応等を行うとともに、介護両立支援制度等について、制度の目的や内容、利用方法などを、情報ネット掲示板を通じ職員全体に周知を図っていきます。

また、40歳以上の職員や受講を希望する職員に対し、介護保険サービス、介護を抱える職員とのコミュニケーション、職場環境の整備などに関する研修を行い、制度の理解を深めていきます。

こうした取組を踏まえ、管理職は、いつ誰が制度利用者となっても業務に支障がないよう、職場マネジメントにより職場環境を整えたり、介護に関する悩みや課題についての相談体制の強化に努め、制度利用者となる職員は介護しながら働き続けられるよう、自身の権利を認識するとともに、制度内容の理解を深め、適切に制度を利用することにより、仕事と介護の両立ができるようになることを狙いとしています。

相談窓口となる総務課、職場、職員の相互理解が、制度の円滑な運用には不可欠であると考え、それぞれの立場が連携し、組織が一体となるような取組としていきます。

◎議長（柴田浩行君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からは議案の第2号、第4号について質疑させていただきます。

まず、1つ目の議案、第2号議案、犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

設置目的について、全員協議会資料の中では、「過ごし方の違う子どもたちにとって、現状よりも利用しやすい環境を整える」とありました。先ほど小川議員の質疑にもありましたように、ゆうゆうは学習したり静かにということで、わいわいについては寝転がったり体を動かすというふうに行動面なのかなというふうに理解いたしましたが、現在の施設の状態、現在の施設の段階で、まず過ごし方の違いによって生じている具体的な課題は何かについてお伺いします。

そして、その新施設のほうでは、どのようにそちらの課題を解決される予定か、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

現在のわいわいでは、読書やブロック遊びなど静かに過ごしたい子と、ボードゲームやテレビゲーム、体を動かして活発に遊びたい子が同じ部屋で過ごしています。そうした状況では、お互いが気になってしまったり、穏やかな気持ちで過ごせない状況も発生していました。移転先のわいわいでは、子どもが過ごす部屋を2つ用意できるため、場面によって部屋を分けることができ、お互いに過ごしやすい環境を整えることができると考えています。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。

続きまして、第4号議案の犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について質疑いたします。

先ほど畑議員の質疑の中で、11人に1人が現時点で利用されているということが理解できました。ここで1つ目の質疑です。

まず、小学校就学前まで対象を広げるということで、これからどれくらいの職員さんの制度が適用できる、どれくらいの職員さんが制度の適用を受けられるのか、まず、1点目お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

本市で勤務する職員のうち、扶養手当の受給のために申請されている人数は把握していますが、例えば夫婦共働きの場合、扶養手当の配偶者側の職場で申請されている場合もあり、職員がどの年齢の子どもを養育しているか、全職員の家族の状況を詳細に把握はしていません。

あくまで参考として、2月に本市で支給した給与における扶養手当支給者数を申し上げますと、被扶養者である子のうち、3歳に満たない子は35名、支給対象職員は34名、同じく小

学校就学前の子は104名、支給対象職員は78名であり、対象年齢の拡大により、本市で扶養手当を申請している職員だけで言えば、44名の職員が新たに取得可能になります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。では、2点目の質疑でございます。

育児や介護を理由とした休業で、残業免除が拡大されるということで、内容のほうに記載があるんですが、こちら現場での業務負担が、残業したからということで、1点に集中するといった、そういうことがないようにするために、市として協力体制などを構築する仕組みというのはご検討されているのでしょうか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

育児休業を取得する職員がいる所属については、フルタイム会計年度任用職員を任用し、正規職員と同様の勤務時間で職務に当たっていただいています。また、部分休業や育児短時間勤務、介護に関する休業の取得については、1日の全部を休業とするのではなく、時間単位で休業を取得するケースが多く、取得期間も申請する職員によって、1か月未満から複数年にまたがるなど様々です。

早朝夕方の短時間、もしくは短期間で勤務していただくことになるため、育児休業と同様に会計年度任用職員を任用することは難しい状況となっており、残業免除の拡大についても同じことが言えます。

その中で、短期間での会計年度任用職員の任用のほか、所属内での配置替えや担当業務の割り振りの変更、負担が集中しない取組や、日頃から業務の効率化による負担軽減を意識した事務の見直しや改善も必要となってきます。

来年度から導入を検討している開庁時間の短縮については、この制度の効果的な実施に資するのではないかと考えます。

加えて育児や介護で休業等を取得することの相互理解を最重要と認識しており、制度の周知を積極的に行うとともに、情報発信、研修、相談体制など、他自治体や民間企業も含めた先進事例を研究しながら、取組を進めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。では、3点目の質疑でございます。

先ほどの畑議員の周知、環境づくりというところにかぶるかもしれませんが、制度を利用しやすい環境づくりということで、取りやすくないといけないと思うんですね。ですので、職場、現場職員さんの理解ということも重要だと考えていますが、職員間でさらに理解を深めていくための取組など考えていらっしゃるのでしょうか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

制度を利用しやすくするには、まずは制度の内容や具体的な支援、利用方法などを分かりやすく、繰り返し説明し、正しく理解していただくことが重要です。

そのためにも庁内情報ネットを活用しての情報提供や、定期的な研修の実施、個別相談を行うなど、継続した周知活動を検討しています。

また、育児と同様に、介護をより身近に考えてもらうために、体験者からの報告や事例の紹介なども効果的と考えます。

そのほかにも、制度の利用によって、他の職員の負担が大きくなならないような取組の情報共有など、事前に不安を軽減することも必要です。

官公庁だけでなく、民間企業も含めた優良な取組事例など、そういった方面に詳しい方を講師に迎えて研修を行うなど、職員への周知を図っていきます。加えて、育児や介護のための早出・遅出勤務や、テレワークなどについても選択肢の一つとして周知し、積極的に活用していきます。

これらの取組が進めば、職場内でお互いさまの気持ちが醸成され、職員間の理解をより深めることができると考えます。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 第9号議案、犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、通告により①、②、③の3点を質疑いたしますが、個別にお願いしたいと思います。

1点目、各職種における給料表の号給の位置づけについてであります。

全員協議会資料の中には事務職、それから保育士、事務職※に保育士※3ということで書いてありますけれども、号給表って僕らは言っちゃうんですけども、給料表の中では、これは月ごとの月額給料が示されており、全員協議会資料のほうは年額と受給単価が示されておりまして、例えばこの今のここに代表例が書かれている4つがどれに当たるのか、何号給の何級の給料表に相当するのかが分からないんです。これをそれぞれ示してほしいのと、この主な職種の4つ以外にも、どこに該当するんだということが示されるというふうに思いますので、それを示してほしいのと、それから先ほど②の質問とも関係しますけれども、小川議員に答弁がありまして、経験加算は4年を超えるものが3号給上で、7年を超えるものが6号給上になるということですけども、そうすると、フルタイム会計年度任用職員が73名おって、パートタイムが591名おるということなんですけども、号給表に当てはめると、何種類くらいになるのかなということもちょっと知りたいもんですから、今言った代表的な4人と、その4年以上、7年以上の経験加算がある人たちは何人くらいいるのかも含めて、教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

現行、当市の独自の給料表と、令和7年度から適用する正規職員の行政職給料表1に準じた新給料表は全く異なる給料表と、先ほど説明させていただいたとおりです。号給が対応してないため、令和7年度から新給料表に切り替えるに当たり、県内各市の状況を調査した上で、下回らないように、現行を下回らないように、号給を決定しています。

岡議員から今質問ありました、各職種についてですが、参考として令和7年度報酬単価基礎号給として、事務職は1級1号給で時給が1,206円、保育士が1級18号給で1,374円、認定調査員、これは介護保険の関係だと思うんですけど、認定調査員が1級22号給で1,414円、保健師が1級40号給で1,560円、非常勤講師が6級11号給で2,440円となります。今の4年目、7年目でどんだけ人数がいるか、ちょっと調べさせてください。

◎議長（柴田浩行君） 後で答弁していただく形でよろしいですか、岡議員。

岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。

そうしますと、質疑の2点目に、確認の意味で質疑しますが、2点目、小川議員に答弁がありましたように、4年を超えた場合、3号給上、7年を超えた場合は6号給上ということですので、分かりやすく言えば、事務職の場合ですと1号給の1級の人が4年を超えたら3つ上ですので、4号給の1級になるし、7年を超えた場合には5、6、7と7号給になるという計算で、それぞれが適用できるという、そういう理解で②の質疑についてはよろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 議員のおっしゃるとおりです。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。ありがとうございます。

質疑の3点目、施行日についてであります。

第9号議案の施行日については、全員協議会資料で令和7年4月1日というふうになっていますが、正規職員の場合は、①、②については、施行日は令和6年4月1日というふうになっています。ですから、給料アップを今年度の最初の月ですから、昨年4月1日に遡って遡及して支給すると。

なぜこの会計年度任用職員が遡及しないのかというのが非常に疑問でして、できるんじゃないのかなというふうに思っていて、過去のこの件に関する答弁を、井出部長の答弁を確認しますと、昨年の2月議会の第10号議案の質疑、ちょうど同じく3.11の、そういう日にちの答弁で、この件に関してこう部長は答弁してるんですね。「正規職員同様の処遇となるように考えていかなきゃいかん」と思っていて、総務省もいろいろ会計年度任用職員の方々も正規職員同様の待遇となるよう、いろいろな施策を出してきて、法律改正も行っています。そういったことも踏まえると同時に、先ほど言いました処遇改善というのが、雇用についても非常に大事なことでと考えています。今後なるべく早い時期に、正規職員と同様の給料表に変えていきたいなというふうに、これも11月議会でお話しさせていただいたんですけれども、考えております。これに合わせて遡及についても検討していきたいと思っています。」という答弁をしています。

それから、昨年の6月議会で、私が一般質問しました中で、井出部長の答弁は「会計年度任用職員の処遇改善は重要な課題であると認識しております。年度内に正規職員と同様の給料表に置き換えるために、条例等の改正をして、これをお認めいただければですけれども、

それから次年度の新給料表に切り替え、複数人用契約の在り方などに見直しを図った後、遡及措置についても対応していく予定です。」というふうに書いてあるんですね。

つまり、もう1年前から遡及についても含めてやっていくんだと。今回、こういう点では、給料表を正規職員に合わせて作ったのは、もうまさに答弁どおりだったと思いますし、これでやっと正常になるんだなと思っているんですが、遡及されないのはやっぱりおかしいと思うんですね。今、1番、2番で確認したら、これから4月からの会計年度任用職員については、もう全部当てはまるわけですから、もう号給表に全部当てはまるよ。遡及については、これに当てはめたら、この給料法を適用したら、直ちにこれは可能なわけですよ。全体的には多分、私の思いでは、半数以上、どこかに数値を書いたのを忘れちゃいましたけども、7割ぐらいの自治体が遡及していると思うんですね。

だから、犬山市はせっかくこうやって給料表に当てはめたわけですから、当てはめて遡及しますと言えば、全然問題ないわけで、一般職員と同じように、令和6年1月1日からになぜできないのか、僕には分からないんです。教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

令和6年度で表を改定して、令和7年度から遡及できるように、国と同じ表を使うように、今回議案を提出させていただいています。どこに当てはめるかということも、いろんなシミュレーションしながら決めてきました。

これはあくまで令和7年の給料表なので、これを令和6年度に当てはめてやるというのは、また違う数字になってきますんで、当てはめるわけにはいかないというのが一番シンプルな理由になります。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） しかし、一般職が同じように昇給すると、この給料表でもって昇給する。本来、今の事務職の方も、令和7年4月1日からはこの給料表で行きましょと。

人事院勧告は、それぞれの昇給を決めながら、そしてできる限り遡及するようにということです。この表ができたのであれば、直ちにこの遡及に基づいて、今年度の最初の月から遡及すると、全然、私は不具合はないというふうに思っています。

一緒に肩を並べて仕事をしている同じ公務労働の仲間が、遡及を1年遅らせるなんかって、こんな非人情的なことはないというふうに思いますが、全然できない理由がないじゃないですか。私にはできない理由が思いつきません。1年遡れるというふうにしか思えないんですけども、どうなのでしょう。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

スタートする時点の表が、我々一般職は国と同じ表で来ていますけども、会計年度の方々は独自の表なので、そこからもうスタートが違うところで、同じようには遡れないというのが答えになります。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 昇給を、正規職員も昇給します。それから、会計年度任用職員も昇給します。これは分かります。しかし、その昇給の幅はいろいろ違うことも十分承知していますが、正規職員が今年度の初めの4月1日に遡って、遡及して支給します。会計年度任用職員は、それはやれませんというのが分からないんです。同じ昇給をするんですから、今年度の最初の月に遡って、昇給分は遡って払いますと。これを払わないというほうが理不尽だと思えないんですよ。

だって、できるでしょう。全然、法的にも僕は昇給分は遡って支払いますということで、施行日をずらすだけですから、全然可能なんじゃないですか。だって、正規職員と同じように、今年度の初めの月、昨年の4月1日に遡って支給しますという施行日を変えるだけですから。

つまり、この給料表も、去年言っていた、できるだけ早くやりたいというのを、遡って適用するだけの話ですから、全然問題ないと思います。法的に問題があるというんなら、あれですけども、施行日を令和6年4月1日に切り替えて適用する、これはもう前から部長が言ってきたことであり、この議会で、その答弁でいいよねって、私どもも納得してきたことですから、全然問題ない話だと思います。やらないのが理不尽だというふうに、私自身は思えるんですが、いかがなんですか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

人事院勧告では、一般職については、この号給がここに出るという形で、しっかりそれは示されております。

国の表と違う独自の表になっている会計年度任用職員は、これがどこへ行くというのがないので、それは無理やりやろうとすると、えいやってやることになりますんで、適切ではないというふうに、我々は理解しています。

少しでも早くという思いは、岡議員とも同じです。6月議会でもお答えさせていただいたとおり、一番最速な方法、一番適切で一番早い方法を考えた結果、今年度、この議会で国と同じ表にする、来年度遡及スタートするというのが、我々が今考える一番適切で一番早い方法ですので、これをご理解いただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 先ほどの足りなかった部分の答弁をお願いいたします。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 先ほどの4年目、7年目の数が分かりましたので、お答えします。

パートタイムで4年目が170人、これは5～6年目も含みます。7年目が147人、7年目以降を含みます。フルタイムで4年目が17人、7年目が42人という形になっております。

◎議長（柴田浩行君） 11番 岡 覚議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。第3号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、1件だけ質疑させていただきます。

全員協議会資料の8ページ、9ページです。自転車活用推進法というのに基づいて、その自転車活用推進計画というのをつくっていただくということで、そのメンバーが誰になるかということなんですが、ご存じのように、この資料にも書いてあります、全員協議会資料にも書いてあります。国のほうも木曽川沿い12市町による自転車ネットワーク形成を目指しているということで、国とか各務原市が頑張ってやっていたらいいんですが、犬山市の方向性として、どっちを向いてるのかなというところ、こっちのほうを向いてるのかなというのを確認も含めてなんですが、このメンバーは国のほうの関連の方も入ってくるのでしょうか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 質疑にお答えいたします。

犬山市自転車活用推進計画策定委員会の委員構成としましては、全員協議会資料にも書いてございますけども、学識経験者、鉄道事業者及び一般旅客自動車運転事業の代表者、市内事業所の代表者、教育関係機関の代表者、市民団体の構成員、関係行政機関の職員を考えております。

関係行政機関の職員の委員として、具体的には犬山警察署と、国土交通省ではございませんけども、広域的な見地から、愛知県にお願いすることを考えております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 関係行政機関の職員ということで、警察、それから愛知県ということでしたが、ご存じのように、国土交通省のほうで、木曽川流域ということで、愛知県、岐阜県にまたがって、自転車活用について整備をされております。今月末も坂祝で会議があると伺っておりますが、岐阜県のほうは全然、国と岐阜県のほうには、この会議は全く関与していかない、犬山と愛知県のほうだけで計画を進めていくという方向性でよろしいのでしょうか。その方向性をちょっと確認させていただきたいです。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質疑にお答えします。

方向性としては、岐阜県、各務原市と関連して策定するものというふうには考えておりませんが、中流域等の計画策定に関しましては、犬山市としても情報共有をさせていただきながら、うちの計画に反映できるものについては反映させていきたいというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 伺っていますと、犬山独自で進めていくのかなというふうですが、再々質疑です。

同じような質疑ですが、例えば国のほうとか、木曽川流域12市町のほうで、何か計画をしたり、つくったりとか、それから催事をしたりとかいうときには、犬山はそれに乗っかっていくというスタンスで、この今度の推進計画を方向性としては考えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 再々質疑にお答えします。

国のほうの方向性が出されれば、私どもとしまして、それに準じたような形で進めていきたいというふうに考えておりますけれども、国が進めていますのは、どちらかと言うと、市内ではなくて、市内というか、まち中ではなくて、木曽川をメインとして、木曽川河川敷のサイクリングロード、これを活用していくというのは、こちらの推進計画となっておりますので、犬山市として独自と考えていくのは、犬山市街、河川敷ではないところの道路をどう安全に皆さんに活用していただくかという計画なので、少し毛色は違うものだというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 13番 鈴木伸太郎議員の通告による質疑は終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、他に質疑はございませんか。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 第9号議案の犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてお尋ねします。15番、久世高裕です。お願いします。

ちょっとやっと理解が僕も進んできて、今のやり取りと、過去の議事録もいろいろ確認しました。過去の議事録と整合性があるかどうかというのをちょっと注目して見てたんですけども、井出部長としては、この遡及適用というところの言葉の、この解釈が今ちょっと分かれているのかなというふうに認識したんですけども、今までの給料表は独自のもの、独自のものと、遡及適用というのはできない。遡及というのは、年度途中にいろいろと手当を増やしたりとか号給を変えたりとか、人事院勧告があった場合に、年度途中の場合には遡ってやるというのが正規職員にはできるけども、独自のものを使っていると、会計年度職員にはできなかったと、そういう指摘が今まで複数議員からあって、それに基づいてできるだけ早く遡及適用ができる給料表に変えるというものが今回の議案だということですかね。

今までの答弁と、この整合性が今の僕の理解で合っているのであれば、合っているということで、答弁をお願いしたいと思います。確認をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

久世議員のおっしゃるとおりです。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第1類、第2号議案から第4号議案まで及び第8号議案から第18号議案までに対する質疑を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日12日午前10時から本会議を再開いたしまして、残る議案に対する質疑を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午前11時12分 散会